

2008年2月以降の省庁交渉の内容（農業関係）6月まで

日本共産党国会議員団東海ブロック事務所

目次

- 原油高騰問題への緊急対策を求める要請書（2月）
- 輸入食品の検査等に関する要請（厚生労働省、農水省）（3月）
 - 「有害鳥獣」対策について（5月）
- 農漁業施策と地産地消の学校給食に関する要請（6月）
- 農業経営支援の要請（6月）
- 生産緑地法の面積要件緩和について（国土交通省）（6月）

原油高騰問題への緊急対策を求める要請書（2月）

- 1、園芸農家のヒートポンプ導入について、実質的なヒートポンプ設備助成予算を確保・拡大し、補助率を現行省エネ対策助成制度の3分の1から2分の1へ引き上げ、申請期間を延長すること。
- 2、ハウスの被覆を二重、三重にする多層化や、排熱回収機の導入にも助成すること。
- 3、原油価格高騰の直撃で苦しんでいる、ハウス栽培農家、漁業者など農漁業者への減税措置をとること。

回答

ヒートポンプ導入の補助事業はN E D O (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)が行なうもので、農水省としては来年度も継続してほしいと考えている。申請日程の改善などは他省と調整する。ヒートポンプ導入は積極的な姿勢で取り組みたい。

排熱回収機も補助対象になっている。

A重油への農業の免税、還付は行なっている。

温室のために、高知県などで木質ペレットを利用している。27県で供給できる体制がある。

輸入食品の検査等に関する要請（厚生労働省、農水省）（3月）

- 1、急増する輸入冷凍食品の検査率を引き上げるために名古屋検疫所の食品衛生監視員を大幅に増員せよ。

名古屋検疫所においても農薬検査ができるように、検査体制を抜本的に拡充・強化すること。

- 2、食品の表示制度について、次のように改善すること。

加工品、半加工品に生産地を表示する。

すべての食品に製造年月日を表示する。

すべての輸入食品に輸入年月日と原産国を表示する。

1の回答（厚生労働省）

現在186万件を31箇所で開催している。名古屋だけを増やすというわけにはいかない。加工食品の検査も今後やっていきたい。食品衛生監視員は毎年、公務員削減のなかでも増やしてきている。一昨年度は純増で14人、今年度は20人、来年度は7人を予定。

農薬検査は、31箇所のうち8箇所で行なっているが、横浜、神戸を充実させる方向で考えている。

2の回答（農水省）

原料・原産地表示は2年前に9品種20食品群について表示を義務付けた。今年は緑茶やあげ落花生を追加。定期的に見直す。

平成7年度（1995年度）から製造年月日表示から期限表示（消費期限、賞味期限）に変えた。保存技術の変化や国際ルールとの関係などから、期限表示のほうが良いと考えている。

輸入食品などの原産国表示は義務付けているが、加工品や外食は難しい。JAS法に違反すれば罰金1億円。中小企業はきびしいので、大手外食産業などを中心に任意で表示するようとりくんでいる。ガイドラインを示している。消費者団体にも、外食のさいに、どこの産地ですかと聞いてもらうようお願いしている。

学校給食については、今国会に提出している法改正後、大臣告示を出す予定である。夏以降になる見通しだ。

「有害鳥獣」対策について（5月）

昨年暮れ「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が出来て、問題の解決の方向性が絞られ示されて来ているが、現場での対策はこれからのところが多い。

1、静岡県は、第10次鳥獣保護計画策定について3月末にパブリックコメントを締め切って現在策定中だが、地方自治体への指導はどのようなプロセスになるのか。

また、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく対応はどのようなプロセスになるのか。

2、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日）

条文の中で、第8条、第9条、第10条、第15条、第16条、第20条のなかで、これまでの課題の解決方向が明記されているが、地方自治体の中で具体化するうえで、国県でどのように、指導的観点で取り組みをされるのか。

3、第8条で財政的措置を歌っているが、新年度予算で保障されているのか。

財政措置の点では、一般財源措置を確保するのは当然だが、狩猟税の扱い及び使い道はどのようになっているのか、狩猟税は町には入ってこない。

4、有害獣被害は、イノシシとサルとシカでは、対策が違ってくる。第15条で人材育成を謳っているが、特にサル対策の専門家の育成は急務である。

5、第20条について、国は具体的にどのように推進する計画か。そもそも、農山漁村で農林水産業で生活が成り立ち、山に手が入り、耕作放棄地が無くなること、すなわち国民が山野で活躍して生活できる仕組みを取り戻せば、獣は山に入り里に出てこなくなるのであり、第20条は有害獣対策の根本ではないか。これは、地方自治体で出来るものではなく食料政策を作る国の責任だ。

環境省・農水省の回答

鳥獣害防止総合対策事業では市町村が被害防止計画を立て、都道府県と協議してもらうこと

になるが、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法）ができたことにより交付税措置が受けられる。

県との協議中であっても市町村から直接申請できる。第一次が4月に受付終了、第二次は6月20日締め切りなのでまだ予算は十分ある。

08年度は28億円（うちソフト事業6億円、ハード事業22億円）に大幅に増額した。

ソフト事業は200万円上限。ハード事業は2分の一の交付。

ソフト事業では箱わな等の捕獲機材の導入、狩猟免許講習会への参加、犬を活用した追い払い等、被害防除技術の導入・実証、緩衝帯の設置、被害を発生させている鳥獣の生息状況調査、地域協議会の開催。

ハード事業では、侵入防止柵の設置等、被害防止施設の整備を支援すること。捕獲した鳥獣の肉等を活用するための処理加工施設の整備等を支援する（個人補助に該当するものは事業の対象にならない）。

特別交付税で、防護柵の設置やわな等の購入、鳥獣買い上げ費は、国が負担する5割を除く地元の5割負担の8割を国が負担する。すなわち市町村は1割負担でよい。

新たに捕獲鳥獣の処分経費（焼却費、小型焼却施設）や鳥獣被害対策実施隊の経費も9割を国が負担することにした。

広報費、調査研究、実態調査経費などは今までと同じ5割負担。鳥獣被害対策隊の民間の隊員については非常勤の公務員として（消防団員のようなもの）出勤への報償費、狩猟税の軽減措置が講じられる。

根本的には食料の自給率向上や森林・林業対策などが必要。特別措置法については今全国で周知しているところ。静岡県は4月末に県主催で説明会が行われ農水省としてもでかけている。

狩猟税は目的税で狩猟の適正化のためのもので、都道府県税。免許取得、更新、講習会、保護区の設定経費などに使われ、市町村には下ろせない。

サルの捕獲はかなりきびしい。餌場をつくり集団で捕獲を試みた自治体もあったが環境保護団体から抗議されてやめてしまった。

肉加工については北海道、奥多摩、長野、島根などはかなりしっかり取り組んでいる。原材料が安定して確保できるか、捕獲体制をどうするかが決め手になる。長野では100メートルの緩衝帯をつくりこれが効果を上げているようだ。犬を使っても効果的な結果がでている。現在専門家を入れて技術マニュアルをつくっている。

農漁業施策と地産地消の学校給食に関する要請（6月）

原油高騰や米価・魚価の低迷によって農漁業者の経営はかつてなく深刻な状況にあります。また食料をめぐる国際情勢の変化の中で、国内の農漁業に対する支援を一層強めることが求められています。三重県下でも農漁業振興を求める要望が相次いで寄せられています。

農漁業施策に対して、以下の措置を講じられるよう求めます。

1、農産物への価格保障の実施、魚価を安定させる価格保障制度の実施

農漁業者の最も切実な願いは、農業生産費を保障し、魚価を安定させる価格保障制度の制度化です。農漁業者の高齢化がすすむ中、後継者をつくっていく上でも最大の保障となるものです。価格保障制度の実施を求めます。

2、学校給食への地元産品の普及のための支援の実施

地産地消の学校給食を推進するためには、自校方式による学校給食の推進、各校ごとの給食

献立と栄養士の配置など、地元産品を利用しやすい給食運営システムづくりが不可欠です。また生産者と給食関係者を結ぶ連携を図ることが必要です。よって、以下の措置をとられることを求めます。

自校方式による学校給食の実施の促進を図るため、その整備にかかる助成制度の実施

1 学校1人の栄養士を配置するための支援措置

学校給食のメニュー作りの段階から、栄養士・調理員と農漁業関係者が連携するシステムの構築とそれへの支援措置

地元農産物や魚介類を学校給食に活用するための補助制度の実施

週5日の米飯給食の実施

3、肥料確保対策

世界的に食料確保が問題となっていますが、同時に肥料の確保も重要な課題となっています。国内肥料を確保するため、家畜排泄物の堆肥の利用を促進するための措置を講じられるよう求めます。

4、転作条件を有利なものにする

麦作への転作補助の条件は、現在、各地域の水田農業推進協議会単位で補助金が3年間固定で支出されています。そのため、その期間に転作面積が増加した場合は、事実上補助金が目減りする仕組みとなっています。転作の実績に応じた補助金増額を求めます。

穀物相場の急騰で家畜飼料の値上がりが続く中、飼料米の生産が三重県内でも増加しています。国においても、飼料米生産に対する各種補助政策を実施されているところですが、生産農家の実態は、採算ベースでどうか赤字にならない程度です。また近年の穀物相場の高騰対策、耕作放棄地の有効活用という点から、飼料米の生産に取り組む農家も増え始めています。よって、以下の支援措置を求めます。

(1) 機械購入補助金の補助率を引き上げること。

(2) 飼料米生産に対する単位面積あたりの補助金額を引き上げ、再生産が可能な価格保障を行うこと。

(3) 飼料米の販路拡大への取り組みを支援すること。

(4) 飼料米生産に対する補助制度の事業実施期間は平成21年度までとなっていますが、期間満了後も継続して実施すること。

5、原油高騰対策

ハウス栽培農家や漁船の燃料代など、原油高騰に伴う負担増を軽減するため、助成金を農漁業者に支給することを求めます。

1の回答(農水省)

生産者が安定した生産が続けられるように野菜、果樹、さとうきび等、生乳、牛肉・豚肉・鶏卵の価格の下落については一定の手取り水準になるように保険制度をつくっている。米・麦・大豆についても水田経営所得安定対策(平成19年4月に、品目横断的経営安定対策から名称変更)として一定水準の所得、また、補填ができるようにしている。それ以外の品目については指定野菜など国と生産者の出した資金から補填する制度をもっている。畜産物については緊急

対策で、加工乳、仔牛の単価や飼料の高騰を受けて必要な措置を講じている。

水産庁の関係では魚価が低落した場合は買い取って保管し、魚価が回復した時に放出する制度で援助している。安定供給契約をしたものに援助している。

2の回答(文科省)

「安全・安心の学校づくり交付金」という国の制度で、自校方式の給食施設の新増設に2分の1、改築に3分の1の補助を実施している。これは共同方式でも使える。最近の申請では自校方式が多くなっているようだ。三重県では平成17年度小中学校で共同調理方式が17件、単独調理方式は11件申請が出ている。安全面でも単独調理方式が見直されている。「行革」という立場からいえば単独校への補助をなくすということになるが、そうならなかったことから単独校の必要性があったのではないか。

平成18年度に三位一体の改革によって補助金から交付金制度に変えた。耐震化も対応している。耐震化については、今年度は愛知も三重も事業として出していないが今後、力をいれていきたい。

栄養士の配置については「食育」推進の立場からきわめて重要だと考えている。都道府県に対して栄養職員や栄養教員の講習会開催の支援に予算措置をしている。「食育推進モデル事業」も実施。

平成19年7月11日には、各都道府県、教育長あてに栄養教員配置推進の要請をおこなっている。平成20年度の新規事業として「食育実践事例集」の配布をおこなう。

平成17年に栄養教員という免許制度をつくった。平成20年4月1日で1886人、19年までは東京と静岡にはいなかった。20年度からようやく全県で配置された。

2の要請に対する参加者の発言

「地産地消にとって自公方式が決定的。鈴鹿市は栄養士が3校に1人しか配置されていない」「名張市では2人しか栄養士がいない、全校に配置してほしい」との声に

文科省の回答

今は移行期。必要性で要請しているが行政の側の財政事情もある。

食育推進にあたって地場産物の使用割合を平成22年度までに30%以上との目標をかかげている。現在23%になっている。地場産物の収穫の時期の限定、決まった量を決まった時期にいれる難しさはあるが、「地場産物活用事例集」をつくっている。地場産物を使った献立づくりのモデル事業、地場産物利用についての調査研究もしている。

米飯給食は食生活の根幹。現在、米飯給食は週2.9回平均。米飯の重要性について教師用指導書や子どもたちの教材もつくっている。まず週3回を目標にしたい。

農水省の回答

平成19年度より「地産地消モデルタウン事業」をおこなっている。関係者が集まっておこなう構想づくりや協議会運営、商品開発、食品加工施設も対象に、2分の1を助成している。ソフト、ハード事業に援助する。ハードは農協などが中心。行政や民間が入ってやることができる。「道の駅」などとの共同など、事例を普及していきたい。

「魚離れ」がいわれている。子ども時代の食生活も重要。学校へ出向いて魚教室などもとりくんでいる。

3の回答（農水省）

化学肥料・合成農薬をできるだけ減らすことが大事だと考える。堆肥化の援助もしている。平成19年度から、堆肥を使った土づくりをしながら水稲作を地域で取り組んで、化学肥料を半分に減らせば10aあたり6000円を援助できる制度もある。

輸入肥料の確保は経済産業省の担当だが、われわれもベトナムからの輸入なども含め、考えている。また、下水からリンを回収する技術がある。普及、供給を考えている。

4の回答（農水省）

生産調整についての補助金が3年間固定されていることについて、全国から意見がでてるのは知っている。昨今、補助金が減額されている中では逆に言えば異例の措置といえる。転作の実績に応じた補助金増額というやり方になれば、地元の融通性がなくなってしまうのではないかと。生産調整がきつくなる。現状では、繰越も可としているうまみもある。今年の結果をみて、現場の声もよく聞いていきたい。

飼料米は現在の主食米と同じ機械を使うことができるのがメリット。低コストでやれるようにすることが重要なポイント。直播などでは専用機械が必要になり、「強い農業づくり交付金」の機械の補助率は、3分の1だが2分の1に引き上げて補助をしている。

飼料米は穀物自給率の引き上げや農地利用という点からも大事だ。飼料米対策事業をしているが、まだ充分認識されていない。PR活動やカントリーエレベーターからの運搬に援助するようにした。生産コスト低減の立場から今後とも取り組んでいきたい。

5の回答（農水省）

ハウスなどの暖房代の経費全体に占める割合は2～3割。原油高騰における影響は大きい。しかし原油高騰は全ての部門に影響があり、そのまま直接に補填するのはいかなものか。基本は省エネ対策だ。ハウスの破れなどのチェック項目の普及、地熱などを利用した省エネ暖房機器への援助をしてきた。加えて20年度から木質系バイオマスエネルギーを活用した加温器、ヒートポンプ、電気を使った暖房器具（エアコン）導入などへの補助を取り入れた。

現場の苦しい状況はわかる。原油高騰についてはさらに何ができるか検討したい。

水産庁でも基本は省エネ。より早く、より明るく照らすことにより漁獲を競う体質がある。流通コスト削減への援助、税の減免措置で安い油を使うようになっている。

農業経営支援の要請（6月）

1、生産調整について

今年度の稲作の一割生産調整は緊急だったため、クリアが困難になっています。生産調整の押し付けをやめ、目標未達成に対するペナルティを課さないでください。

2、中山間地域の農業に対する支援

（1）国土保全、景観などにも大きく貢献しているが経営規模の拡大が困難な中山間地農地の保全と営農保障のため、所得補償制度の抜本的な充実をはかってください。

（2）耕作放棄地が鳥獣の餌場や隠れ場所になっていることや、里山等における人間の活動が低下していることなどが野生鳥獣被害の深刻化の一因であることに対応し、人間と鳥獣が共生できる環境作りや山林管理を強化してください。

3、新規就農者への支援

離農者に対して新規就農者が少ないために、耕作放棄地が増えています。新規就農者を支援するための施策を講じられるよう求めます。

(1) 新規就農者に月15万円を3年間支給する「就農者支援制度」など、経営が安定するまでの所得保障制度を設けること。

(2) 職場定年後の就農者に対して、資金援助や技術援助等の支援制度を設けること。

4、飼料供給安定基金に対する支援等

飼料供給安定基金が、長期にわたる飼料の高騰で枯渇することが心配されており、この制度の充実に以下のことを求めます。

(1) 飼料供給安定基金の積み増しに、国の支援を強めること。

(2) 新たに、特別の基金を創設して飼料価格の安定をはかること。

5、休耕地の有効利用に対する支援

休耕地を利用した牧草、飼料米の生産に、技術援助・資金援助等を行っていただくよう要請します

1の回答

過剰を是正するためには生産調整が必要だ。調整されないと値段が下がる。農地の有効活用も必要。ペナルティについてはやりたくないが、今後、作付け状況をみながら、今まで調整を実施してきた関係者の声も聞きながら、広く意見を聞いて決めていく。

2の回答

(1) 中山間地域直接払い制度は平成12年から実施。愛知県は8市町村1700ヘクタール。21年度で終了するかどうか検討されている。納税者の立場、財政難もある、要請の趣旨も踏まえて検討する。

(2) 被害が200億円にもなっている。鳥獣被害防止特措法が昨年できた。被害状況を踏まえてすすめている。野鳥獣との共生などを踏まえて、市町村が計画を都道府県と相談してつくっていただく。様々な援助ができる制度になっている。緩衝帯にも補助をだす。森林整備についても植栽など補助をしている。

間伐が必要な森林は、奥地で人手がかけられないところが200万haある。それ以外に、緊急に間伐が必要な森林が1都6県で330万haあり、年間50万haつづの計画で間伐をすすめている。従来は35万haであり、計画を引き上げたことにともなう予算措置をとった。市町村は財政が厳しいので、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年5月16日)で、市町村負担の起債措置がある。

3の回答

(1) 他産業とのバランスで渡しきりの金は難しい。平成7年度に就農支援資金制度を設けて、認定就農者の機械購入に無利子融資制度があり、5年間の支払い猶予をしている。

(2) 就農相談活動、技術援助については、研修コース、農業大学校、農地のあっせんなどに援助している。

4の回答

6月12日に飼料供給安定のため、配合飼料価格安定制度の安定的な運用、政策価格の期中改定など合わせて700億円をこえる予算を確保した。配合飼料価格安定制度については、異常補填と通常補填があるが、異常補填は発動基準を引き下げた。従来、原料価格について過去1年に比べ15%上回った場合に発動する基準だったが、今回12.5%上回った場合に発動するという臨時的な措置をとった。通常補填についても赤字になっているが、350億円の追加資金を出した。配合飼料価格の上昇を、お金で対応するのは限界がある。新しい基金制度については難しい。

参加者の発言

乾燥牧草には補助がない。飼料穀物にもっと支援を。

回答

畜産農家が厳しい状況ということは承知している。配合飼料価格安定化基金は、昭和43年に、飼料メーカーと農家が拠出して、高値に備えるとして始まった。その後、情勢が変化し、自助努力ではカバーしきれず、国も補填するようになった。配合飼料価格安定制度をもっているのは日本だけ。穀物では国内の飼料米と外国のトウモロコシなどでは何倍もの価格差がある。輸入の牧草の購入には補助がないのは、国内生産を増やしたいため。配合飼料は年間2400万トン使っているが、いま、平成18年と比べ2万円価格が上昇している。全部公的資金で埋め合わせると4800億円かかる。補助をだせば国民の負担になる。したがって、商品への転嫁がおこなわれるのが好ましい。

5の回答

飼料米の作付けについては推進していきたい。現在モデル事業を実施。夏に作物が植えられない土地が28万ヘクタールある。飼料用米を推進していきたい。国内で飼料を増産する行動計画を持っており、89万haを110万haへ持って行きたい。

生産緑地法の面積要件緩和について（国土交通省）（6月）

県内での自治体合併がすすむ中で、静岡市、浜松市などの政令市が誕生した。ところが「中部圏開発整備法」により、政令市の市街化区域内の農地に対し、宅地並み課税がおこなわれるということになった。

そうしたもとの、各政令市でも生産緑地法にもとづき、生産緑地の指定を受け、固定資産税を従前の水準におさえて農業を続けようとする農家が生まれている。

現在、宅地並み課税の対象となる農地の面積は、静岡市では683ha、浜松市では694・8haもあり、農業を続けようとする農家にとっては激変緩和措置があるとはいっても、大変重い負担とともに農業を続ける意欲を奪う制度となっている。

昨今の世界情勢の激変の中で、食糧危機が現実の問題になる中、日本の食料自給率は39%というような危機的事態に直面している。食料自給率を45%に引き上げようとしている政府の方針を考えても、現状は逆行するような事態となっている。

また、都市農業は新鮮な野菜の供給、自然や緑を守る役割、防災対策など大変重要な役割をもっている。

根本的には国が農業振興策を抜本的につよめることが基本ではあるが、少なくとも生産緑地法で活路を開こうとしている農家に対し、障害になるような規制は緩和し、農業が続けられるよう援助すること。

1、現在500㎡以上となっている「生産緑地法」の面積要件を緩和し、農業を続けることを希望する農家には面積にかかわらず農業が続けられるようにすること。

回答

平成3年の「生産緑地法」改正で、それまで1haを第一種、0.2haを第二種としてきたが、それを一団で、飛び地でも500㎡あれば指定が可能とした。

さらに緩和することについては、1、都市計画として一定の用地の規模を確保しないといけない、2、生産緑地は農業を続けるためのものである、3、生産緑地は税制上の恩恵もある、4、農地の宅地化の問題もあり、省内だけでは判断しにくく、関係省庁との相談が必要。以上の理由から当面行う考えはない。

市街地でどう農業を行っていくか、農水省と協議はしている。面積要件の引き下げだけでいいのか、税金のこともある。今は難しい。

生産緑地が固定資産税の逃げ込み場所になっている面もあるので、税当局や農水省と話し合っているが形にはなっていない。今後も自給率の話も盛り上がってくるのでさらに議論になると思う。

面積緩和だけをするということにはならない。今後は都市の人口減もある。都市計画の中に生産緑地を位置づけることも出てくるかもしれない。

生産緑地法改正には1、2年の検討が必要なので、いつまでに変えるとはいえない。

合併によって3大都市圏で政令市になったため生産緑地になった都市近郊農地に対する対策はないのかとの質問だが、新しく政令市になったためにという細かいことではないが、都市農業のあり方として検討課題にはしている。